



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

- 472 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律による指定検査機関の指定 (食品・生活衛生課)..... 1
- 473 公共測量の終了 (技術調査課)..... 1
- 474 道路の区域変更 (道路保全課)..... 1

## 告 示

### 和歌山県告示第472号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第47号。以下「地方分権一括法」という。）附則第4条第3項の規定により、次の者が地方分権一括法第9条の規定による改正前の食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第21条第1項の規定によりされた指定は地方分権一括法第9条の規定による改正後の食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（以下「法」という。）第21条第1項の規定によりされた指定とみなされたので、次のとおり公示する。

平成29年4月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定検査機関の名称及び主たる事務所の所在地  
公益社団法人和歌山県獣医師会  
和歌山市広道20番地
- 2 食鳥検査の業務を行う事務所の所在地  
和歌山市広道20番地 田中ビル内
- 3 指定検査機関に行わせる食鳥検査の業務  
法第15条の規定による食鳥検査に関する業務の全部
- 4 指定年月日  
平成29年4月1日

### 和歌山県告示第473号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成29年4月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間 平成28年7月29日から平成29年3月10日まで
- 3 作業地域 紀の川直轄管理区間（和歌山県和歌山市、岩出市、紀の川市、橋本市、伊都郡かつらぎ町及び九度山町の一部）

### 和歌山県告示第474号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年4月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 高野口野上線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
伊都郡かつらぎ町大字日高字城向38番43地先から同町大字御所字堂山57番1地先まで	旧	4.30 } 44.40	1,138.00	男渕橋 L=8.30 一般国道480号との重用延長514.00メートルを含む。